

第 10 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年10月25日 午後3時00分から4時05分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	香 川 雅 彦	出席	11	前 田 和 宏	出席
2	安 田 敏	出席	12	貞 廣 涉	出席
3	田 守 康 浩	出席	13	茂古沼 憲 宏	出席
4	吉 田 容 章	出席	14	飯 尾 誠	出席
5	菅 原 博	出席	15	太 田 健 一	出席
6	久 保 靖 彦	出席	16	白 川 勝	出席
7	林 雅 浩	出席	17	高 野 春 夫	出席
8	田 辺 剛	出席	18	田 守 文 夫	出席
9	鈴 木 賢	出席	19	茂古沼 美 則	出席
10	辻 和 義	欠席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	田 代 泰 裕
農 地 振 興 係 主 任 専 門 員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 - 7番 林 雅浩 委員
 - 8番 田辺 剛 委員

5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第3号 土地の現況証明願について
- 議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について
- 議案第6号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和5年第10回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達していますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、7番 林委員、8番 田辺委員を指名します。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第19項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第6項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号は報告済みといたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第7項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項と第2項につきましては、後ほど、議案第5号において買入協議の要請が、第3項から第7項までにつきましては、議案第6号においてあっせんの申出がございます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第1号第1項から第7項までについて、要件を満たしているということでしょうか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第7項までについては、要件を満たしていることを確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いいたします。

12番 こちらの件ですけれども、10月19日にお話を伺いに行っていました。貸主
がお父様、借主が息子さんになりますが、お二人からお話を聞いてきまして、息子さ
んも就農してから10年以上頑張っておりますので、お父様も年齢的にも65歳を超
えたということで経営移譲するために親子間での農地の貸借ということになります。
何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議長 貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませ
んか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。

次に、議案第3号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の2ページ及び3ページのとおりでありま
す。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
鈴木委員から調査報告をお願いいたします。

9番 10月20日に現地を見てまいりまして、住宅街の中の1筆ですが、畑から宅地に
地目を変更したいということで、願出のとおり利用状況であると判断してまいりま

した。以上です。

議 長 鈴木委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の4ページ及び5ページのとおりであります。利用状況は山林となっております。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から調査報告をお願いいたします。

2 番 「調査書」にありますように、道路沿いの一角の2反ほどが畑の地目となっているということでもあります。後々、贈与等を予定されているようでありまして、整理をしたいということでもあります。先日、現地のほうを確認してきましたけれども、木が生い茂っている状態でありまして、畑としては利用できないということで、山林として認めてよいのではないかと思います。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第4号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

議案第4号につきましては、先に第4項及び第6項の審議を行い、その後に第1項から第3項までと、第5項及び第7項から第19項までの案件を一括審議したいと思っております。

それでは、議案第4号第4項及び第6項については、吉田委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。

吉田委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。議案第4号第4項及び第6項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第4号第4項及び第6項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、議案第4号第4項及び第6項につきましては、別添「調査書」7ページのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第4項及び第6項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第4項及び第6項について、決定いたします。吉田委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、第1項から第3項までと、第5項及び第7項から第19項までの件について、議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第4号第1項から第3項までと、第5項及び第7項から第19項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、議案第4号第1項から第3項までと、第5項及び第7項から第19項までにつきましては、別添「調査書」6ページから12ページまでのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項から第3項までと、第5項及び第7項から第19項までの件について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項から第3項までと、第5項及び第7項から第19項までの件について、決定いたします。

次に、議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による要請について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項から第4項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項から第4項までについて、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項から第4項までについて、音更町に対し、買入協議の要請をすることに決定いたします。

続いて、事務局から農用地利用調整委員の発表をいたします。

事務局長 (農用地利用調整委員の発表)

議 長 ただ今、農用地利用調整委員の発表がありました。調整委員のみなさんには、よろしく願いいたします。なお、買入協議の日程につきましては、この総会終了後に、事務局からご案内をいたします。

次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第11項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。白川部会長から報告をお願いいたします。

16番 第1項、帯広市のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、

新たに、音幌地区のBさん（65歳）、また、今まで借りられていた、音幌地区のCさん（72歳）、音幌地区のDさん（48歳）、音幌地区のEさん（48歳）の4名を選定いたしました。

第2項、士幌町のFさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、高倉地区のGさん（57歳）を選定いたしました。

第3項、矢部地区のHさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、矢部地区のIさん（43歳）を選定いたしました。

第4項、矢部地区のJさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、矢部地区のKさん（58歳）、矢部地区のLさん（60歳）、矢部地区のMさん（45歳）の3名を選定いたしました。

第5項、士幌町のNさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、豊秋地区のOさん（36歳）、東豊田地区のPさん（63歳）の2名を選定いたしました。

第6項、共和地区のQさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、共和地区のRさん（49歳）を選定いたしました。

第7項、札幌市のSさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、上然別地区のTさん（38歳）を選定いたしました。

第8項、上然別地区のUさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、上然別地区の法人V、上然別地区のTさん（38歳）の2名を選定いたしました。

第9項、矢部地区のJさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、矢部地区の法人Wを選定いたしました。

第10項、東士狩地区のXさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、東士狩地区の法人Yを選定いたしました。

第11項、帯広市のZさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、稲穂地区のAAさん（67歳）、稲穂地区のABさん（60歳）の2名を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、白川部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第6号第1項から第11項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第11項までについて、報告のとおり決定いたします。

　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろし

くお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和5年第10回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時05分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年10月25日

議長 高野春夫